

## 江南市浸水防止施設設置費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江南市浸水防止施設設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、江南市浸水防止施設設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象地区)

第2条 要綱第3条第1項に規定する市長が認める地区とは、平成12年9月（東海豪雨）以後において浸水による家屋の被害があることが確認できる地区、または今後なお被害が発生するおそれがあると予想される地区とする。

(補助金の交付が不適当なもの)

第3条 要綱第3条第2項第4号に規定する市長が補助金の交付を不適当と認める申請は、次に掲げるものとする。

(1) 浸水防止施設の効果が期待できない構造の申請

(申請書類)

第4条 要綱第5条第1号に規定する案内図は、原則として縮尺2,500分の1の都市計画図に設置場所を赤色で表示したものとする。

2 要綱第5条第2号に掲げる書類の基準は、次のとおりとする。

(1) 配置平面図については、浸水防止施設の位置、延長等が明記されたものとする。

(2) 構造図については、各構造の寸法、鉄筋の太さ及びピッチが明記されているものとする。

(変更承認申請に添付すべき書類)

第5条 要綱第7条第1項に規定する変更申請を行うときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更前及び変更後の工事の図面

(2) 浸水防止施設の構造等の変更を示した構造図

(3) その他、必要に応じて変更内容を説明できる書類

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。